

令和4年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R4	5	2	兵庫県知事 (9)第450425号	都市興産株式会社	兵庫県	姫路市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第5号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第3号に該当する。
R4	5	16	兵庫県知事 (16)第849号	新光商事有限会社	兵庫県	尼崎市	指示及び 業務停止	7日	唯一の専任の宅地建物取引士である代表者の宅地建物取引士証が失効してから、新たに宅地建物取引士証の交付を受けるまでの間、専任の宅地建物取引士を2週間以内に設置しなかったことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 また、建物賃貸借契約の媒介の際の賃貸借契約書中、建物付き宅地売買契約の媒介の際の売買契約書中、宅地売買契約の媒介の際の売買契約書中、それぞれに、宅地建物取引士の資格がない者が記名押印を行ったことは、法第37条第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 さらに、建物賃貸借契約の媒介時、建物付き宅地売買契約の媒介時、宅地売買契約の媒介時、それぞれに、重要事項説明時に宅地建物取引士の資格がない者が記名押印し説明を行っていたことは、法第35条第1項本文の規定に違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。
R4	6	2	兵庫県知事 (14)第5891号	芦田不動産	兵庫県	丹波市	指示	—	専任取引士が約1年3ヶ月に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R4	8	18	兵庫県知事 (11)第7950号	株式会社一灯館	兵庫県	芦屋市	指示	—	専任取引士が約1年5ヶ月に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R4	8	23	兵庫県知事 (13)第6989号	大栄建設株式会社	兵庫県	神戸市	指示	—	専任取引士が約7ヶ月に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R4	9	26	兵庫県知事 (6)第203086号	ネオ・コミュニティー株式会社	兵庫県	西宮市	指示及び 業務停止	7日	唯一の専任の宅地建物取引士である代表者の宅地建物取引士証が失効してから、新たに宅地建物取引士証の交付を受けるまでの間、専任の宅地建物取引士を2週間以内に設置しなかったことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 また、建物賃貸借契約の媒介の際の賃貸借契約書中、建物付き宅地売買契約の媒介の際の売買契約書中、宅地売買契約の媒介の際の売買契約書中、それぞれに、宅地建物取引士の資格がない者が記名押印を行ったことは、法第37条第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 さらに、建物賃貸借契約の媒介時、宅地売買契約の媒介時、それぞれに、重要事項説明時に宅地建物取引士の資格がない者が記名押印し説明を行っていたことは、法第35条第1項本文の規定に違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。

令和4年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R4	9	29	兵庫県知事 (6)第202964号	拓住建株式会社	兵庫県	加古川市	免許取消	—	政令第2条の2で定める使用人が法第5条第1項第5号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第3号に該当する。
R4	10	27	兵庫県知事 (1)第204421号	株式会社アクロスホーム	兵庫県	尼崎市	指示及び 業務停止	7日	唯一の専任の宅地建物取引士である代表者の宅地建物取引士証が失効してから、新たに宅地建物取引士証の交付を受けるまでの間、専任の宅地建物取引士を2週間以内に設置しなかったことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 また、宅地建物売買契約の媒介の際の売買契約書中、宅地売買契約の媒介の際の売買契約書中、建物売買契約の媒介の際の売買契約書中、それぞれに、宅地建物取引士の資格がない者が記名押印を行ったことは、法第37条第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 さらに、宅地建物売買契約の媒介時、宅地売買契約の媒介時、建物売買契約の媒介時、それぞれの重要事項説明時に宅地建物取引士の資格がない者が記名押印し交付説明を行っていたことは、法第35条第1項本文の規定に違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。
R4	11	9	兵庫県知事 (6)第203166号	株式会社ランドワーク	兵庫県	西宮市	指示及び 業務停止	22日	唯一の専任の宅地建物取引士である代表者の宅地建物取引士証が失効してから、新たに宅地建物取引士証の交付を受けるまでの間、専任の宅地建物取引士を2週間以内に設置しなかったことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 また、宅地売買契約、宅地建物売買契約の媒介及び代理の際の売買契約書中、それぞれに、宅地建物取引士の資格がない者が記名押印を行ったことは、法第37条第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 さらに、宅地建物売買契約の媒介時、宅地売買契約の媒介時、それぞれの重要事項説明時に宅地建物取引士の資格がない者が記名押印し交付説明を行っていた。また、宅地建物売買契約の立ち会い時、重要事項説明時に宅地建物取引士の資格がない者が記名押印して交付のみを行い、説明を行わなかった。このことは、法第35条第1項本文の規定に違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。 さらに、宅地建物売買契約の代理時、代理契約書の作成及び交付をしていなかった。このことは法第34条の3本文において準用する法第34条の2第1項本文の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。 さらに、宅地建物売買契約の代理時、重要事項説明書を交付しなかった。このことは、法第35条第1項本文の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。 さらに、宅地建物売買契約の代理時、売買契約書を売主及び買主に交付していない。このことは、法第37条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。
R4	11	14	兵庫県知事 (3)第800246号	大成商事有限会社	兵庫県	洲本市	指示	—	専任取引士が約9ヶ月に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R4	12	21	兵庫県知事 (5)第203495号	有限会社未来設計	兵庫県	芦屋市	指示	—	土地売買契約及び建築工事請負契約における重要事項説明書について、媒介業者と共同して虚偽の記載を行った。このことは、法第35条第1項第2号の規定に違反しており、法第65条第1項に該当する。 また、土地売買契約及び建築工事請負契約書を媒介業者と共同で作成して買主と契約を締結した後、同土地に関して買主が金融機関から融資を受けるため、先の契約を解約することなく土地建物売買契約書を媒介業者と共同で作成し、買主と契約を締結した。このことは法第65条第1項第2号の規定に該当する。

令和4年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R4	12	21	兵庫県知事 (8)第350211号	有限会社瀬戸工務店	兵庫県	加西市	指示	—	専任取引士が約1年9ヶ月に亙り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R4	12	26	兵庫県知事 (6)第400925号	株式会社サンコープランニング	兵庫県	加古川市	指示及び 業務停止	22日	唯一の専任の宅地建物取引士が退職した日の翌日から、新たに専任の宅地建物取引士が就任した日の前日までの間、専任の宅地建物取引士を2週間以内に設置しなかったことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 また、専任の宅地建物取引士を設置していなかった期間中、宅地売買契約の媒介において、当該契約書に退職した専任の宅地建物取引士名で記名押印を行ったことは、法第37条第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 さらに、宅地売買契約の媒介時、自社の宅地建物取引士でない者に重要事項説明を行わせ、重要事項説明書には退職した専任の宅地建物取引士名で記名押印を行った。このことは、法第35条第1項本文の規定に違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。 さらに、宅地売買契約の媒介時、法第46条第1項に規定する報酬の額を超過する額の報酬を売主から受領した。このことは、法第46条第2項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。
R5	2	15	兵庫県知事 (1)第12272号	株式会社新井興産	兵庫県	神戸市	免許取消	—	代表取締役であった者が、代表取締役在任期間中に法第5条第1項第5号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第3号に該当する。
R5	2	24	兵庫県知事 (9)第9023号	株式会社アイワメディアプラン	兵庫県	神戸市	指示	—	売主宅建業者として、土地売買契約の特約上の義務の一部において隣地所有者の承諾を得る義務を有するところ、その履行を装って隣地所有者の承諾を得ることなく署名・押印を行って承諾書を作成し、買主側媒介業者を通じて買主に当該承諾書を交付したことにより、買主に不利益を生ずる可能性を生じさせた。 このことは、法第65条第1項第2号の規定に該当する。